社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第１３条の規定に基づき第三者評価機関認証実施要領を次のように定める。

（評価決定委員会）

第１条　認証要綱第５条（５）に規定する「第三者性を確保した評価決定委員会」（以下「委員会」という）とは次の要件を満たすものとする。

⑴ 委員会は、三名以上の委員での構成とすること

⑵ 関係者は、委員会構成の二分の一未満とすること

なお、この場合、関係者とは、福祉サービス事業の経営者・役員・職員並びに福祉サービス事業のコンサル業に関わる者等をいう。

⑶ 評価機関の組織内の者は、委員会構成の二分の一未満とすること

⑷ 直接利害関係人である委員がいる場合は、その都度審議からはずれること

なお、この場合、直接利害関係人とは、過去５年以内に、評価対象事業所の経営者・役員・職員・利用者であった者、並びに職務として評価対象事業所と関係のあった者等をいう。

（共通評価対象領域）

第２条　認証要綱第５条（６）に規定する共通評価対象領域は次のとおりとする。

⑴人権の尊重

利用者の権利を保障し、プライバシーの保護を図るとともに、身体拘束や体罰、虐待の防止に取組むなど、人権への配慮に関する領域を評価の対象とする。

⑵意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

利用者満足の向上に向けた取組みや利用者が意見等を述べやすい体制の確保、利用者の意思や思いをくみとる努力などを通じて、利用者の意思や可能性を尊重し、あるいは、健やかな成長を促し、発達を保障するなど、利用者がその人らしくいきいきと自立した生活を送れるような支援に関する領域を評価の対象とする。

⑶サービスマネジメントシステムの確立

サービスの質の向上に向けて、福祉サービスの標準的あるいは個別的な実施方法や苦情解決・利用者満足向上のしくみの確立、再評価と見直しなど、サービス管理システムに関する領域を評価の対象とする。

特に、利用者の安心や安全を確保するため、事故防止対策を中心としてマニュアル・規程類の整備等、危機管理体制の確立と対策に関する領域を評価の対象とする。

⑷地域との交流・連携

地域のニーズに基づき、施設機能やノウハウを地域福祉の資源として活用し、地域住民の一員として地域住民やボランティアの活動・交流の場の提供、事業の地域展開、専門機能の地域への還元や関係機関と連携するなど、地域福祉を推進することに関する領域を評価の対象とする。

⑸運営上の透明性の確保と継続性

社会福祉基礎構造改革等の流れ、時代の環境変化やニーズをふまえ、地域や社会から信頼される事業者として、経営者の責任を明確化し、そのリーダーシップのもと、法令等を遵守し、理念や基本方針、中・長期計画を策定し、職員や利用者への周知を行なうとともに、経営改善や情報開示に積極的に取組むなど、事業運営に関する領域を評価の対象とする。

⑹職員の資質向上の促進

質の高いサービス提供のために、職員の資質向上に向けて、研修の基本姿勢の明示、個別研修計画の策定・見直しなど、研修の充実に取組むとともに、人事管理体制の整備、職員の処遇・就業環境への配慮、実習生の受け入れなどに関する領域を評価の対象とする。

２　評価機関は、この共通評価対象領域を踏まえて、必要な評価項目を各対象分野（障害、高齢、児童、保護）のサービスの種別ごとに設定する。なお、この領域を踏まえた評価項目以外に、評価項目を設定しても差し支えないものとする。

（推進機構から求められた場合）

第３条　認証要綱第５条（８）に規定する「推進機構から求められた場合」とは、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。

⑴　推進機構が既に認めた評価項目以外を使用する場合

⑵　推進機構運営委員会が必要と認めた場合

（評価調査者自らが関係する事業所）

第４条　認証要綱第５条（１０）に規定する「評価調査者自らが関係する事業所」とは次の各号に掲げるものをいう。

なお、⑴及び⑶ で規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等(評議員は除く)及び職員(常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること)をいう。

⑴ 評価調査者が現在所属するまたは過去３年の間に所属していた法人が経営するすべての施設、事業所

⑵ 評価調査者の３親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等（評議員は除く）である法人が経営するすべての施設、事業所

⑶ 評価調査者の３親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）

⑷ 評価調査者が現在業務等で関係するまたは過去３年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所

なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。

（評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者）

第５条　認証要綱第５条（１５）イに規定する「評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは次の各号に掲げるものをいう。

なお、⑴及び⑶ で規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等(評議員は除く)及び職員(常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係のあること)であること又はあったことをいう。

⑴評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）が現在所属するまたは過去３年の間に所

属していた法人が経営するすべての施設、事業所
⑵評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）の３親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員である法人が経営するすべての施設、事業所
⑶評価機関の代表者や理事、役員等（評議員は除く）の３親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む）

（評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者）
第６条　認証要綱第５条（１５）ウに規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは次の各号に掲げるものをいう。
⑴ 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
⑵ 評価機関が出資等を行なうことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
⑶ 上記⑴、⑵に類するすべての施設、事業所

（評価機関が関係するサービス事業者）
第７条　認証要綱第５条（１５）エに規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が現在業務等で関係するまたは過去３年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所をいう。
なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。

（評価機関が評価を行なったサービス事業者の事業に関係すること）
第８条　認証要綱第５条（１５）オに規定する「評価機関が評価を行なったサービス事業者の事業に関係すること」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、評価契約締結日から３年の間に業務等を通じて経営等に関係することをいう。
なお、この場合、「業務等」とは、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業をいう。
ただし、評価機関が、評価を実施した施設、事業所から、評価契約締結日より3年の間に第三者評価の手法である、アンケート調査（以下「当該業務」という。）を業務として請ける場合に、次の各号に定める要件がいずれも満たされるときは、当該業務は本文に規定する「業務等」には、該当しないものとする。
⑴当該業務で用いるアンケート調査項目は、第三者評価において用いられるものであること。その場合、項目の一定数を省略することを除き、項目の変更・追加及び調査結果の報告様式の変更は行わないこと。
⑵当該業務に関り、相談・指導の業務を行わないこと。
⑶当該業務の調査料金は、第三者評価の当該業務に該当する部分の料金相当額を超えないこと。
⑷評価機関は、当該業務が第三者評価に代わるものではないことを明示すること。

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。